# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-06

# 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2): 1951年~1957年

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

```
(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
76
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
195
(終了ページ / End Page)
221
(発行年 / Year)
2009-03-09
(URL)
https://doi.org/10.15002/00004860
```

## 【研究ノート】

## 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2) -1951年~1957年-

村 串 仁三郎

## 目 次

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(1) はじめに

- 1 戦後後期の国立公園政策の新展開(前号)
  - (1) 戦後後期の国立公園行政の新展開
  - (2) 国立公園行政の実施と国立公園審議会の活動

## 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)

- 2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動
  - (1) 日本自然保護協会の設立とその活動(本号) はじめに
    - ① 日本自然保護協会設立の経緯
    - ② 日本自然保護協会の組織、理念、方針
    - ③ 日本自然保護協会の活動概況
  - (2) 戦後後期の国立公園内の産業開発と自然保護運動
    - ① 阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動(本号)
    - ② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動(以下次号)
    - ③ 国立公園内の尾瀬・上高地の電源開発計画と反対運動
    - ④ 吉野熊野国立公園内の北山川電源開発と反対運動
    - (5) 北海道2国立公園内の層雲峡・豊平峡電源開発と反対運動
    - ⑥ その他
  - (3) 戦後後期の国立公園内の観光開発と自然保護運動

## 2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動

## (1) 日本自然保護協会の設立とその活動

#### はじめに

戦後前期の国立公園内の自然保護問題は、尾瀬ヶ原の電源開発問題にたいする反対運動が中心であり、1949年10月に尾瀬保存期成同盟が設立されて、積極的な反対運動が展開された。

戦後前期の尾瀬ヶ原の電源開発計画は、反対運動と集中排除法による日本発送電の分割問題で中断され先送りされた。そして尾瀬保存期成同盟は、1950年に新たに発生した雌阿寒岳硫黄採掘問題に当面し、自らの組織を解散し、新しく一般的な自然保護を目的として、日本自然保護協会に発展的に解消した。日本自然保護協会は、尾瀬ヶ原保存運動から雌阿寒岳硫黄鉱山開発にたいする反対運動、さらに一般的なおもに国立公園内における電源開発から自然を保護する運動に転換するために生まれた。

日本自然保護協会は、日本の自然保護運動の歴史において、戦後にして 初めて自然保護を直接的な目的として設立された自然保護団体であった。 戦前にも自然保護を目的とした組織は存在した。拙著『国立公園成立史の 研究』(法政大学出版局、2005年)で詳しく検討したように、学術団体と はいえ、1910年に誕生して以来、史蹟名勝天然記念物保存協会は、史蹟名 勝天然記念物という特殊な直接的目的をもっていたとはいえ、極めて一般 的に自然保護を課題として運動してきた。

1918年に誕生した日本庭園協会もまた、極めて部分的かつ一時的だが自然保護に貢献してきた。

1927年に設立された国立公園協会は、国立公園制定を主要な目的としていたが、代表的な国立公園候補地で電源開発が計画されていたため、自然

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充 (2) -1951年~1957年- 197 を保護することに主要なウエイトを置き、爾来自然保護のために大きな活動をおこなってきた。

しかし戦前の日本においては、欧米のように純粋な自然保護団体は存在 していなかったといってよい。そうした歴史的経緯からみて、日本自然保 護協会の設立は、日本で初めての自然保護組織として誕生したものとして 位置づけられ、その意義は大きい。

日本自然保護協会の歴史は、1951年の誕生から1960年に財団法人化するまでの第一期と、法人化以後の今日までの第二期とにわかれるだろう。いわば本格的な財団法人日本自然保護協会の歴史も、幾つかの段階にわけることができる。

ここでは、おもに戦後後期における日本自然保護協会の設立事情と保護協会の組織、理念、方針と国立公園内の自然保護にかかわる活動の概要について検討しようとするものである。

この期の日本自然保護協会については、日本自然保護協会三十年史編集 委員会編『自然保護のあゆみ』が詳しく論じており、本論稿においても主 要な資料として利用してきた。

しかし残念ながら、『自然保護のあゆみ』は、日本自然保護協会の基本的活動をある程度解明しているのであるが、理事会や評議員会の詳細な具体的活動ついては、必ずしも十分に明らかにしていない。これを補足、解明する資料は、両会議の議事録であるが、今の研究段階ではそれを参照して詳しく分析するにいたらなかった。

とくに『自然保護のあゆみ』の記述において、日本自然保護協会、理事会や評議員会の開催日時が不確定であったり、『国立公園』誌における記述と異なる場合が少なくない。また、評議員会についても『国立公園』誌においては、例えば第4回評議員会から第12回評議員会とあるが、『自然保護のあゆみ』の記述や年表においては、それと別個に評議員会がしばしば開催されていることになっていて、曖昧な記述も少なくない。

これは、日本自然保護協会の規約にあるように、通常の評議員会のほか

に、小さな評議員会が必要に応じて開催されたのではないかと推察される。 こうした点について残念ながら『自然保護のあゆみ』は極めて無頓着である。日本自然保護協会の歴史の重要さからみれば、『自然保護のあゆみ』は、もっと日本自然保護協会の歴史について正確さ、厳密さが要求されるべきである。何時の日か、より正確、厳密な正史が作られること期待しておきたい。

また日本自然保護協会がおこなってきた活動についての自覚的な総括の 部面も決して満足なものではなく、本稿ではそうした面に不十分ながら検 討を加えてみた。

#### 謝辞

本稿以後の論稿において使用した資料について若干指摘しておきたい。 本稿において使用した資料、戦後の雑誌『国立公園』(国立公園協会編、発 行)は、とくに1号から60号までのうちほとんど国会図書館に保存されて おらずあまりに欠号が多く研究に支障をきたしたが、幸いにも、拙著の出 版以来お付き合いのできた東大大学院農学生命科学研究科の古井戸宏通教 授から東大大学院の農学生命科学研究科の森林風致計画学研究室に1号か ら全部保存されていることの御教示をえた。本稿以降、同研究室の小野良 平准教授の厚意によりそれをフルに利用させていただいた。古井戸教授と 小野准教授にはここに特別な感謝の意を記しておきたい。

一般にみられない国立公園協会編『日本自然保護協会事業概況報告書』 第1~3輯の閲覧を認めていただいた,日本自然保護協会にも心から感謝 したい。

また小野准教授からは田村剛文庫が環境省『生物多様性センター』に置かれていることを教示していただいたこと、また鳥居敏夫センター長の取り計らいで、田村文庫をひと通り閲覧させていただき、格別の便宜をいただいたことにも深く感謝したい。

#### ① 日本自然保護協会の設立準備の経緯

戦後後期の日本自然保護協会の活動をみると、設立準備期と正式な設立 後の時期とにわけられる。日本自然保護協会の設立準備期は、1950年3月 から1951年10月17日までである。初期の日本自然保護協会は、正式に発足 した1951年10月17日から財団法人日本自然保護協会が発足する1960年1 月前までである。まず日本自然保護協会の設立準備の経緯からみていこう。

1950年3月に雌阿寒岳硫黄鉱山開発申請の動きが起きていることを知った尾瀬保存期成同盟の多くの有力メンバー、尾瀬保存期成同盟のメンバーと重複者が多いが復活まもない国立公園協会の一部の有力リーダーたちは、1950年4月17日の尾瀬保存期成同盟の第4回会合において、雌阿寒岳硫黄採掘問題を話題にし、自然保護運動のこの「会を拡大強化して名称を自然保護協会にしようという議も出たが、当分は尾瀬ヶ原の問題に全力を傾けて専念することの意見により保留した」(1)。

しかしその後,戦時に開発許可をえたことがある日本特殊鉱業株会社が 雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画を急速にすすめ,1951年4月に関係当局に請願 をはじめ,7月下旬に国立公園法に基づいて,採掘許可申請を正式に北海 道庁をつうじて厚生省に提出してきた<sup>(2)</sup>。

当時の『国立公園』誌は、日本自然保護協会設立準備についてつぎのように伝えている。

「阿寒国立公園雌阿寒岳頂上から硫黄を採掘しようとする企業家の計画が政治的にまで波及して楽観を許さぬ様相を呈した」ので、「若しこのような事業が許されるとせば折角生長の途上にあるわが国立公園の将来にとって由々しい問題である」とし、尾瀬保存期成同盟の有力メンバー、国立公園協会の一部の有力リーダーたちは、急遽、1951年7月23日に「常に自然景観の永久保存に深い関心を持つ十八名の有志が新宿御苑事務室に参集して、代表者田村剛氏から当面の事情を詳しく聴取したが、その際この趣旨を広く国民に徹底せしめるために日本自然保護協会を設立すべしという、熱誠なる希望が有志の方々の間から提唱されて、全員一致でその実行を可

## 決された。| <sup>(3)</sup>

この会合は、日本自然保護協会の第1回目の「協議会」と扱われているが $^{(4)}$ 、実際は、日本自然保護協会設立の第1回準備会であった。この会合に参加した18名は、日本自然保護協会発起人有志といわれ、以下の人たちであった $^{(5)}$ 。

 東良三
 岡田紅陽
 折下吉延
 鏑木外岐堆
 岸衛

 小糸源太郎
 小林義雄
 下村宏
 田中啓爾
 田部重治

 田村剛
 高久甚之助
 辻村太郎
 中井猛之進
 本田正次

 三浦伊八郎
 三田尾松太郎
 村井米子

これらの人物がどのようなキャリアの人であったかは、後に表1に示したとおりであり、大学教授・学者は、鏑木外岐堆、小林義雄、田中啓爾、辻村太郎、中井猛之進、本田正次、三浦伊八郎、国立公園事業に長く携わってきた専門家ともいうべき、田村剛、東良三、折下吉延、岸衛、国立公園と自然保護に関心の強い文化人、登山家である小糸源太郎、岡田紅陽、三田尾松太郎、村井米子、などであった。

この会合では、「日本自然保護協会」を設立することを決定したほか、その会合の委嘱をうけて田村剛、鏑木外岐雄、本田正次の3名が、政府、政党の有力者を歴訪して別記のような陳情書を提出した上、その「善処方を強く要望する」ところがあった (6)。

その「雌阿寒岳硫黄採掘反対の陳情書」はつぎのとおりであった (7)。

#### 雌阿寒岳硫黄採掘反対の陳情書

仄聞するところによれば阿寒国立公園雌阿寒岳山頂噴火口を中心とする 部分における硫黄採掘を某鉱業会社が出願中とのことでありますが、この 地域一帯は原始景観として、又学術的にも国宝的価値を有するものと認め られますので、文化国家を標榜するわが国としては国際的にも断固これを 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-201 阻止すべきであると考えます。

由来阿寒国立公園は屈斜路湖,摩周湖を含む世界最大の火山性陥没地形と,阿寒湖を中心とする大火山性陥没地形の占める地層で,わが国では稀に見る優れた大自然景観を展開し,しかも原始景観の乏しいわが国では最も異色のあるもので,その保護は特に重点がおかれるべきものと考えられます。殊に雌阿寒岳は阿寒湖一帯原始景観の主題であり,中腹まで原始林に覆われ,山頂部は森林限界以上の無立木地で,高山植物群落を伴い,火山としてはコニーデに属するが富士型とは趣を異にし,酸性噴出岩のドームを形成し,火口には硫気孔があって不断に噴気現象を続けており,同型の火山としては草津白根山,那須茶白岳,硫黄島等があげられますが,それらは既に悉く硫黄採掘のために開発せられているので,独り雌阿寒岳だけが様式的且つ原始性を保つ火山として唯一つ残された火山で極めて重要であります。

聞くところによれば、この地方は嘗て公害地に指定されており、又国立公園部の国立公園計画では現にこの山頂地帯をば特別保護地区に指定する具体案をたて、一切の人工を加えることを許さない方針を決められているそうであるが、洵に当然のことで、若しこれを無視して政治的に解決されるようなことがあればこれこそ国立公園行改上の一大汚点を遺すこととなります。若し又その一部でも採掘を認めるならば、ために多数労務者は出入稼業して、一帯の静寂神秘な自然景観を破壊するは勿論、地貌の原始性を毀け学術考証上の価値を損し、或は土砂崩壊の因を招く等、国立公園保護上忍び難い破壊となるばかりでなく、運搬設備のためには原始林を伐り拓き、架空索道を通し、山腹一帯の自然景観を損壊するのであります。更に硫黄精錬場を山麓に設けるならば、その煙害は四周数里を蔽うて、植物に甚大な危害を及ぼすばかりでなく、鉱毒を流す広大な下流地方の人畜作物等に及ぼす被害も少くないと思われます。

一方雌阿寒岳は北海道の東北辺にあたり、標高一,三〇〇米の高地であり、操業期間は年間四カ月に過ぎぬのでありまして、鉱業としても決して

採算上有利とは云えません。そのために今日まで操業し得なかったのであります。

阿寒国立公園は内外人を通じて最も尊重されている国立公園でありまして、将来の観光価値は高く評価されてよいと思います。鉱業も素より重要産業でありますが、観光も亦重要産業の一つと考えられます。阿寒の如き地帯では観光による利用価値の方が鉱業生産価値を凌駕する日のあることを確信するのであります。

要するに阿寒国立公園は十七国立公園中,世界的規模の地形,特に原始景観を以て,内外に誇りうる唯一とも称せられる国立公園でありまして,雌阿寒岳はその核心部に当り,一切の原状変更を許容し難い景観地で,一帯の火山地形と火山現象と,そしてこれを囲む寒性針葉樹林と高山植物群落とは学術上他にかけ替のない貴重な国宝的存在であり,しかも山上から阿寒一円を展望する景観に至っては真に雄大神秘の極致で,実地にこれに接する者は等しく霊感にうたれ,これが永久に亘る保存に賛同するのであります。然るに硫黄の鉱床に至っては,全国随所にこれを見出し得るものであり,敢て此の地を犯さないでも現在並に将来とも充分な余裕を残している現状でありますから,一事業家の営利のためにこれを犠牲とすることは絶対に当を得た行政とは言われないと信じます。

政府はよろしく業者に対する合理的補償を行い、その鉱業権を取り上げて、今後再びこの種の問題の起らないよう善処されることを希望いたします。本件は文化国家日本の面目を維持し、来るべき国民に対して此の偉大にして独自の大自然の国宝をば国家の遺産として保留せられるよう同志連名を以て切に希望する次第であります。そして吾々の願意はそのまま国民の声であると信じますので、何卒慎重御詮議の上御採択なるよう懇願いたします。

昭和二十六年七月二十三日

日本自然保護協会

発起人有志(18名の氏名は既に紹介してあるので省略―引用者)

この陳情書では, 硫黄採掘が計画されている雌阿寒岳の「原始風景」と その学術的価値を強調し、その保護を各界に訴えた。

第1回の会合に参加した18名が、日本自然保護協会発起人有志となり、 当日に作成された雌阿寒岳硫黄採掘反対の陳情書の署名者であった。初回 の会合の18名参加者は、殆んどすべて尾瀬保存期成同盟への参加者であ り、尾瀬保存期成同盟に参加していなかったの下村宏、高久甚之助の2名 だけであった。なおこの時には武田久吉は出席していなかった。

日本自然保護協会設立の第2回目の準備会が、1951年8月17日に前回と同じ会場で開催された。この会合では、「十数名の熱心な有志の参集を見て世話人を感激せしめたが」、前回の会合後に起草したと思われる「日本自然保護協会」の「規約案」が「席上満場一致で原案を認め、茲に『日本自然保護協会』は組織されることに決定して、わが国土の至宝である原始的な自然美を、心なき人々の破壊から護るべく発足することとなった。」<sup>(8)</sup>

また「前回の協議事項であった雌阿寒岳硫黄採掘問題についてその後の経過を田村剛氏より説明され尚、尾瀬ヶ原、熊野水力発電問題につても盛んなる討議が行なわれた。」 $^{(9)}$ 

第2回会合への出席者名は不明であるが、おそらく前回の参会者であったと思われる。なお、その際に決定された「規約案」は、後に検討するように、正式な規約として採択されているが、しばらく暫定的ものとであったと思われる。

第3回目の会合が、1951年9月19日に、同じく新宿御苑の休憩舎において、悪天候に拘らず、19名が参加して開催された。

『国立公園』誌は、「長時間に亘って終始熱心に忌憚の無い意見を交換されたのは流石に純在野の団体なればこそと思わしめた。」(10) と報告している。初めての自然保護団体として、様々な意見の持主が参会していたので、恐らく意見の相違が相当あり、大いに議論が戦わされたことが察せられる。第3回参加者19名の氏名も不明である。

この会合では、つぎのような議題で論議された(11)。

- (一) 役員の選定の件
- (二) 国内関係団体との連絡に関する件
- (三) 国際自然保護連合との連絡に関する件
- (四) 雌阿寒岳硫黄採掘に関する第二次経過報告の件
- (五) 尾瀬ヶ原, 黒部川, 北山川の水力電気事業に関する対策の件

なおこの会合では、『日本自然保護協会事業概況報告書』(第一輯)によれば、保護協会の人事について以下のように決定したとある<sup>(12)</sup>。

## 1 会長,副会長

会長一名、副会長二名を置くことに決定したがその選任は慎重を要し最も適当と認むる方を得るまでは村田剛氏が本会代表者として事業事務一切を執行すること。

### 2 評議員会と理事会

本協会の重要事項は評議員会において審議することを原則とし、理事会はその定めたる事務を執行する機関とすること。

3 設立発起人を以って評議員とし、理事の選出は村田剛氏に一任すること。

そして『国立公園』誌によれば第3回会合の後に「協会役員は近く決定を見て」と指摘されているので、正式な選出はなされず、おそらく規約案にもとづく暫定役員が推挙されたのではないかと思われる<sup>(13)</sup>。

その他の問題では、雌阿寒岳硫黄採掘についての第2弾の対策、さらに 雌阿寒岳問題と並行して問題となっていた尾瀬ヶ原、黒部川、北山川の水 力電気事業について検討されていたことがわかる。

またその後参加した評議員もほとんどが尾瀬保存期成同盟に参加してお

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-205 り、不参加で協会員になったには、理事の井上万寿蔵、黒田鵬信、小糸源 太郎、津屋弘達、藤島亥治朗の4名であった。

日本自然保護協会の組織は、以上の経過からみても尾瀬保存期成同盟の時と同じように実際にはかなりルーズにスタートし、十分な準備なしにおこなわれた模様であるが、第3回の会合でようやく組織らしい形態が固まってきた感じである。

#### 注

- (1)「日本自然保護協会の発足」,『国立公園』No.23, 1951年10月, 26頁。前掲『自然のあゆみ』、86-7頁。
- (2) 雌阿寒岳硫黄採掘問題については、次項で詳論するが、さし当たり前掲 『自然のあゆみ』、93-4頁。
- (3) 前掲「日本自然保護協会の発足」、『国立公園』No.23, 26頁。
- (4) 同上, 26頁。
- (5) 同上, 27頁。前掲『自然保護のあゆみ』, 96頁。
- (6) 前掲『自然保護のあゆみ』, 88頁。
- (7) 前掲『国立公園』No.23, 26-7頁。
- (8) 前掲「日本自然保護協会の発足」、『国立公園』No.23, 26頁。
- (9) 国立公園協会編『日本自然保護協会事業概況報告書』(第一輯),(以後『協会事業概況報告書』と略す),1954年,16頁。
- (10) 「国立公園ニュース」, 『国立公園』No.24, 30頁。
- (11) 同上, 30頁。
- (12) 前掲『協会事業概況報告書』(第一輯), 4頁。
- (13) 同上, 16頁。

## ② 日本自然保護協会の正式設立―組織、理念、方針

日本自然保護協会は3回の準備的会合をへて1951年10月17日の第4回 目の会合において,正式に発足した。

1959年に法人化を決定するまでの日本自然保護協会の活動について、本稿ではもとより日本自然保護協会自体の分析を課題としていないので詳論できないので、ここでは概観するに止めたい。

まず日本自然保護協会は、どのような組織として設立され、如何なる「目的」、理念、方針をもって活動しようとしたかを、日本自然保護協会の簡単な規約の分析つうじ明らかにしておこう。

1951年10月から1958年,59年頃までの日本自然保護協会の初期の活動は、最初に作った規約に基づいておこなわれた。その後の活動も、1960年に財団法人化されて作成された日本自然保護協会の規約に基づいておこなわれたことはいうまでもない。

日本自然保護協会は、設立に際しては、尾瀬保存期成同盟のように綱領のようなものを作らず、その代わり、規約に「目的」を掲げて協会の理念を示しスタートした。

1951年8月17日の第2回準備会に提案され、10月17日の日本自然保護協会設立集会で正式に採択されたと思われる日本自然保護協会の規約は、以下のとおりであった  $^{(1)}$ 。

## 日本自然保護協会規約

#### 目 的

一 国民生活環境としての国土の自然を調査研究し、その景勝並に学術上の価値を闡明し、これが保存保護につき国民の認識を深めると共に、それを国家諸般の施策に反映せしめ、以つて世界文化の昂揚に貢献することを期する。

#### 事 業

- 二 本会はその目的を達成するために左の事業を行う。
  - (一) 自然保護に関する資料の蒐集並に調査研究
  - (二) 自然保護思想の普及宣伝の為,刊行物の作製頒布並に講演会,談話会,映画会,展示会等の開催
  - (三) 自然保護に就いて関係方面に対する建議陳情
  - (四) 自然保護に関する内外諸団体との連絡提携
  - (五) その他本会の目的を達するために必要な事項

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-207

#### 会 員

- 三 本会は本会の趣旨に賛同する会員をもつて構成する。
- 四 本会に入会を希望するものは、会員の紹介を添えて申込むものとする。
- 五 会員で脱会しようとする者は、その旨を届け出なけれはならない。

## 役職員

- 六 本会に左の役員を置く
  - (一) 会長 一名
  - (二) 副会長 二名
  - (三) 理事長 一名
  - (四) 理事 七名以内
  - (五) 評議員 若干名
  - (六) 監事 若干名
- 七 会長、副会長は評議員会の推薦により選定し、任期は二ヵ年とする。
- 八 理事長は理事の互選により選定し、その任期は二ヵ年とする。
- 九 理事及び監事は評議員の互選により選定し、その任期は二ヵ年とする。
- 一○ 評議員は会員の中から会長が委嘱しその任期は二ヵ年とする。
- 一一会長は本会を代表する。会長事故あるときは副会長之を代理する。理事は理事会を組織する。

監事は民法第五十九条の規定する職務を行う。

評議員は評議員会を組織する。

一二 本会に幹事若干名を置く。 幹事は会長が委嘱し、会長の命を承けて会務を処理する。

#### 会 計

- 一三 本会の資産は左に掲げるものからなる。
  - (一) 寄附金, 助成金, 補助金
  - (二) 事業に伴う収入
- 一四 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。 会 議

- 一五 理事会は会長、副会長、理事長、理事をもつて組織する。理事会は 必要に応じ会長が招集し、本会の重要な事務を審議する。
- 一六 評議員会は必要に応じ、その都度会長が招集する。
- 一七 評議員会はその規約に規定する事項及び予算の議決,決算の認定そ の他の重要事項を審議する。

#### 小委員会

一八 本会の事業を遂行するため、必要あるときは小委員会を設けること が出来る。小委員会の委員長及び委員は会長が委嘱する。

支 部

一九 本会は地方に支部を置くことが出来る。 支部に関する事項は別に定める。

附則

創設当初の評議員は発起人をもってこれに充てる。

まず日本自然保護協会の基本的な目的をみてみよう。この規約では、協会の目的を、第1に、「国民生活環境としての国土の自然」を「存続保護」すること、第2に、「国民生活環境としての国土の自然を調査研究し、その景勝並に学術上の価値を闡明」すること、第3に、自然の「保存保護につき国民の認識を深める」こと、第4に、第1から第3の目的を追求し「国家諸般の施策に反映」させること、第5に、以上をもって「世界文化の昂揚に貢献すること」と規定した。

実に当をえた明快な協会の目的規定であった。

なお、ここでの自然認識について、自然の捉え方について指摘すれば、「国民生活環境としての国土の自然」と規定することによって、従来の自然認識、尾瀬保存期成同盟の場合は、「自然尊重精神」による「比類なき自然景観」の保護といった認識であったものと比べて、自然保護概念がいっそう簡潔に深化しているといえよう<sup>(2)</sup>。

保護協会の規約の「目的」に示された自然の認識には、自然を「景勝」

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-209 という狭い用語で表現する傾向を残しつつも、環境としての自然という深い認識をもっていたことも事実である。

しかも掛け声ではなく、純粋な学術が観念的な面に止まるのとは違って、 日本自然保護協会の特質は、政府や業界に直接実践的にかかわっており、 またここで「国民の認識」に訴え、かつ「国家諸般の施策に反映」させる という極めて実践的な思想、運動と結びついた自然認識であった。

なおこうした保護協会の自然認識は、その後の活動の過程で、後にみるように、保護すべき自然を、景観だけでなく動植物の自然、生態学的な自然に広げることによって、より深められていく。

つぎに保護協会の「目的」にそった具体的な活動,「事業」についてみよう。規約は、つぎのような5項目の事業を提起した。

- (一) 自然保護に関する資料の蒐集並に調査研究
- (二) 自然保護思想の普及宣伝の為,刊行物の作製頒布並に講演会,談話会,映画会,展示会等の開催
- (三) 自然保護に就いて関係方面に対する建議陳情
- (四) 自然保護に関する内外諸団体との連絡提携
- (五) その他本会の目的を達するために必要な事項

保護協会の活動は、結果として「(三) 自然保護に就いて関係方面に対する建議陳情」運動に中心がおかれたが、決して「建議陳情」運動だけでおこなったわけではなかった。保護協会は、後にふれるように、「(一) 自然保護に関する資料の蒐集並に調査研究」、「(二) 自然保護思想の普及宣伝」をも積極的におこない、日本において初めての自然保護団体として大きな役割を果たした。「(四) 自然保護に関する内外諸団体との連絡捷携」についても、国際自然保護連合への参加、協力などで大きな実績を残した。

つぎに日本自然保護協会の組織についてであるが、協会規約の組織規定は、「六 | 条のとおり、理事会・評議員制度をとった。役員は、会長1名、

副会長2名,理事長1名,理事7名,評議員若干名,監事1名であったが,すでにみたように,1951年10月30日までに選出されたのは,役員については、理事長のみで、会長、副会長は保留され、その後もその体制が続いた。

理事は、規約どおり7名体制が維持された。評議員は、若干名と規定されていたが、当初は設立発起人18名が選出され、その後10月21日の正式な設立日の10月30日までに、13名が追加され、さらにその後12名が追加選出された。

役員機関の機能については、規約では極めて曖昧な規定である。理事会の任務は、「必要に応じて会長が召集し、本会の重要な事務を審議する」とあり、また評議員会は「必要に応じ、その都度会長が召集する。」とされ、「その規約に規定する事項及び予算の決議、決算の認定その他の重要事項を審議する。」とされている。

何とも曖昧な規定であるが、常識的にみて、評議員会は、重要「事項及び予算の決議、決算の認定その他の重要事項を審議」し、最高決定機関として位置づけられている。理事会は「重要な事務を審議する」とだけしか規定されないが、常識的に指導・執行機関として位置づけられているとみてよいであろう。

しかし保護協会は、極めて実践的な組織であり、こうした紋切り型の運営ではなく、実際は、理事会の指導性が発揮され、重要な問題は理事会が提起し、評議員会で決議され、理事会がそれを実行したように思われる。例えば各種の陳情書の類は、理事会で起草され、評議員会で決議された。そして陳情書をもって関連機関に行き反対運動をおこなったのは、おもに理事会のメンバーであった。

役員の選出方法について指摘すれば、保護協会は、国立公園協会のよう に半官的性格をまったくもたない、官僚組織から全く独立した民間組織で あったが、役員の選出方法は、あまり民主的なものではなかった。

会長と副会長は、評議員会の「推薦」で「選定」されることになっていた。理事長は、理事の「互選」により「選定」された。理事、監事は評議

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-211 員の「互選」によって選定された。これみな「推薦」とか「互選」であった。 では、最高決定機関の評議員会の「評議員」は、どのようにして選ばれるのか。

「評議員は会員の中から会長が委嘱」するのである。「評議員」は、理事会や評議員会で「推薦」されたり、「互選」されるという幾分でも民主的に選出されるのではなく、会長が「委嘱」するのである。これは、国立公園関係の委員会や審議会の委員と同じように、会長が任命するシステムである。

会長が任命した評議員が、会長を選出して、その会長が評議員を任命するという、何とも非民主的な選出方法であり、組織役員の選出が民主的に 開かれておらず内向的となっている。

そのように非民主的で内向的な役員選出方法となっている大きな理由は、そもそも保護協会が、一般かつ多様な大衆的な自然保護の組織や運動を基盤として民主的に下から積み上げられた組織ではなかったことである。そもそも保護協会の母体となった尾瀬保存期成同盟は、たどれば国立公園制度の周辺に存在していた自然保護に熱心な学者や文化人などを中心に組織され、厚生省の嘱託、官僚であった田村剛をリーダーとし、多くの現役、元厚生官僚、国立公園官僚を内包した官僚臭の強い上から組織された組織であったからである。

また保護協会は、後に地方組織ができるが、大衆的な基盤をまったく欠いた個人有力者のエリート集団、組織だったのである。あえていえば、そうした閉ざされた組織は、保護協会の設立事情から必然的に生れた組織体質であった。また保護協会は、法人化するまでそうした組織体質を変えようとしなかった。

役員の任期は2年間とし、各会議は、必要に応じて会長が召集すること になっていた。

その他、会長によって、必要に応じて「小委員会」が設けられることに なっている。また支部の設置も規定されているが、支部が設置されたのは、 法人化して以降のことであった(3)。

さて、保護協会の実際の組織体制は、基本的には、正式な協会の設立集会となった1951年10月17日の第4回の設立準備会で決められた。

まず役員については、前回の会合の了解事項にしたがって、田村剛に一任された理事は、井上万寿蔵、鏑木外岐雄、岸衛、田村剛、本田正次、三田尾松太郎が推薦され選出された。また監事には東良三、幹事には小野鶴太郎が選出された<sup>(4)</sup>。そして理事長には、互選ということで新理事全員一致の要望で田村剛が選出された。なお、会長、副会長については、法人化まで保留された<sup>(5)</sup>。

また評議員は、1951年 9 月19日の第 3 回準備会で、「設立発起人」を評議員とすることに決められ、さらに、1951年10月17日の第 4 回準備会=正式な協会の設立集会において決められた  $^{(6)}$ 。

こうして1951年10月17日の日本自然保護協会の設立総会でつぎのよう な役員体制が決定された。

## 理事長田村剛

理事

井上万寿蔵 鏑木外岐雄 岸衛 田村剛

本田正次 三田尾松太郎

評議員

岡田紅陽 折下吉延 小林義堆 下村宏 田部重治

武田久吉 辻村太郎 中井猛之進 田中啓爾 三浦伊八郎

村井米子 高久甚之助 小糸源太郎

幹事 東良三

監事 小野鶴太郎

その後,10月30日に「雌阿寒岳硫黄採掘に関する陳情書」に評議員として署名した評議員は、先の18名の評議員のほか、10月17日から30日までに

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充 (2) -1951年~1957年- 213 理事長によって推薦された新規追加の委員である。

それらの氏名は、以下のとおりである<sup>(7)</sup>。

安部能成足立源一郎冠松次郎黒田鵬心関口泰武田久吉武部英治谷川徹三塚本閤治津屋弘達徳川宗敬中村清太郎中沢真二福原楢男藤島亥治郎松方三郎団体加盟は国立公園協会日本風景協会

さらに10月30日から1954年末までに新たに参加した評議員はつぎのような人たちであった $^{(8)}$ 。

 石井柏亭
 大井次三郎
 川崎隆章
 黒田長礼

 佐藤久
 島田隆次郎
 田中薫
 中西悟堂

 山階芳麿
 山根銀一
 吉江勝保
 吉阪俊蔵

 団体加盟
 日本山岳協会
 日本鳥類保護連盟

ここで日本自然保護協会の役員の略歴をみておこう。表 1,表 2 をみていただきたい。

みられるとおり、日本自然保護協会参加者の特徴は、第1に、尾瀬保存期成同盟への参加者が66%で圧倒的に多く、未加盟者は34%であった。

第2に,職歴的にみると,大学教授・学者が多く,40.4%であり,また文化人も21.2%で少なくなかった。いわゆる学者・文化人が61.6%を占めた。また元官僚出身者が17%もおり,保護協会が元官僚で,国立公園にかかわり、自然保護を重視する人たちが少なくなかったことである。

保護協会は、国立公園の自然保護に関心の強かった当時の自然保護重視 者を糾合していたということである。

第3に、保護協会の有力なメンバーの25.5%が、国立公園委員会の委員

## 表1 日本自然保護協会会員一覧と略歴(1951年10月現在)

\*印は、協会設立発起人18名

			1 1 1 101, 120 24	双亚元旭八10石
	氏名	経歴,当時役職	尾瀬保存期成 同盟参加者〇	'51年国立公園 委員会委員○
理事長	*田村剛	林学博士・東大講師	0	0
理事	井上万寿蔵	鉄道省官僚		
同	*鏑木外岐堆	東大教授 (理学博士, 動物学)		0
同	*岸衛	国立公園施設協会会長		0
同	*本田正次	元東大教授(理学博士)•東大小石川 植物園長	0	0
同	*三田尾松太郎	登山家•鉱業経営者		
評議員	安部能成	学習院院長,元文部大臣	0	
同	足立源一郎	画家・日本山岳画協会会員		
同	*東良三	著作家, 日本山岳会会員		
同	*岡田紅陽	写真家・(財)日本観光写真連盟会長		
同	*折下吉延	元宮内庁技師,造園家(農学博士)		0
同	冠松次郎	登山家,日本山岳会会員		
同	黒田鵬心	美術,建築評論家		
同	*小糸源太郎	画家		
同	*小林義堆	理学博士•国立科学博物館, 菌藻学者		
同	*下村宏	元逓信省官僚, 法学博士, 元拓殖大 学長		
同	関口泰	元厚生省官僚,旅行作家·前社会教 育局長	0	0
同	*田中啓爾	立正大学教授(地理学)		
同	*田部重治	東洋大教授・日本山岳会会員		
同	*高久甚之助	元日本ツーリスト・ビューロー役員		
同	武田久吉	理学博士・日本山岳会会長		
同	武部英治	全日本観光連盟理事長		
同	谷川徹三	法政大学教授(哲学)		
同	塚本閤治	山岳映画作家	0	
同	*辻村太郎	東大教授(理学博士, 地理学)・日本山岳会名誉会員	0	0
同	津屋弘達	東大教授(理学博士,火山学)		
同	徳川宗敬	参議院議員(農学博士),日本博物館 協会会長	0	
同	*中井猛之進	理学博士 • 国立科学博物館長		
同	中村清太郎	画家・日本山岳画協会会員		
同	中沢真二	電力技師		
同	福原楢男			
同	藤島亥治郎	東大教授(工学博士), 文部省文化財 審議会委員		
同	松方三郎	共同通信編集局長,登山家		0
同	*三浦伊八郎	元東大教授(林学博士), 日本山林会 理事長	0	0

## 戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-215

同	*村井米子	著述家・日本山岳会会員		
団体会員	国立公園協会			
同	日本風景協会			
10月30日	日以降の参加			
評議員	石井柏亭	洋画家,美術評論家		
同	大井次三郎	植物学,国立科学博物館	0	
同	川崎隆章	山と渓谷社経営者,登山家	0	
同	黒田長礼	鳥類学, 日本鳥学会会頭		
同	佐藤久			
同	島田隆次郎			
同	田中薫	経済地理学, 神戸大教授		
同	中西悟堂	野鳥研究家, 日本野鳥の会創設者		
同	山階芳麿	鳥類学,山階鳥類研究所長		
同	山根銀一	日本工業俱楽部主事		
同	吉江勝保	元猛商務省官僚,元内務省社会局長, 商工中金役員		0
同	吉阪俊蔵	元内務省官僚, 山梨県知事		0
団体会員	日本山岳協会			
同	日本鳥類保護 連盟			

注 『国立公園』No.25, 1951年10月, 3頁, 1955年頃の新評議員は、『自然保護のあゆみ』,102頁による。略歴については、 ウエップ・サイトその他文献から作成。

## 表2 日本自然保護協会理事・評議員の略歴構成

(1951年頃)

		(1951年頃)
役職	人員	%
1 大学教授・学者	19	40.4
2 文化人	10	21.3
3 元官僚	8	17.0
厚生	2	
内務省	2	
宮内	1	
運輸	3	
4 議員・政治家	1	2.1
5 実業家・事業家	6	12.7
6 その他不明	3	6.5
個人合計	47	100.0
尾瀬保存期成同盟参加者	31	66.0
非参加者	16	34.0
国立公園委員会委員	12	25.5

注 表1より作成。

であったことである。しかし日本自然保護協会のメンバーが,国立公園委員会の多数派を占めていたわけではなかった。

1951年10月23日に、最初の理事会は、日本自然保護協会の設立集会となった第4回目の会合の6日後に開催され、規約や役員の確認をおこない、かつ10月17日以降に協会への参加意向を示した人たちを評議員に推挙したり、当面していた緊急の雌阿寒岳硫黄採掘問題の対策を協議した<sup>(9)</sup>。

日本自然保護協会の特徴は、協会組織、政策などの方針をめぐって抽象 的な議論を重ねることなく、極めて実践的であったがゆえに、正式に開催 された第1回理事会も、当面の実践的な課題に論議を集中した。

理事会は、11月25日に評議員会を開催することを決め、つづいて11月25日に開催された評議員会は、当面する雌阿寒岳硫黄鉱山開発問題のほか、富士山頂ケーブル鉄道の架設、富士山麓本栖湖疎水工事計画、北山川水力発電計画なのどの問題について協議した<sup>(10)</sup>。

そして評議員会は、理事会が1951年11月21日付けで起草した「富士山麓本栖湖疎水工事計画に関する陳情書」を、評議員会の決議とし、日本自然保護協会の理事長、理事連名で公表し、富士山麓本栖湖の水位を利用して発電しようとする計画に反対を表明した<sup>(11)</sup>。

日本自然保護協会が本格的に取り組んだ自然保護問題は、雌阿寒岳硫黄鉱山開発認可問題であったが、1951年12月、後に詳しく検討するように、国立公園審議会、日本自然保護協会の絶対反対にもかかわらず、雌阿寒岳硫黄鉱山開発申請が厚生大臣の独断で決裁された。それは、日本自然保護協会が発足して最初に遭遇した運動上の敗北であった。

その敗北後の1952年1月18日に第2回目(保護協会資料では第5回評議員会)が開催され、この会合の出席者は、以下の19名であった<sup>(12)</sup>。その顔ぶれをみれば、協会でどのような人たちが活躍していたかがわかる。

 田村剛
 井上万寿蔵
 本田正次
 岸衛

 三田尾松太郎
 岡田紅陽
 小野鶴太郎
 冠松次郎

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-217

小林義堆 田部重治 武田久吉 津屋弘達

中井猛之進 福原楢男 三浦伊八郎 黒田鵬心

東良三 石神甲子郎 田中技官

この評議員会では、田村剛理事長から敗北した雌阿寒岳硫黄採掘問題の 顛末が報告され、近年頻発している「国立公園地域内の電源開発について、 直接計画の衝に当つて居る経済安定本部技官本田武夫氏から実状を聴収」 した。こうして、評議員会は、改めて雌阿寒岳硫黄採掘問題についての「 声明書」を採択し、さらに田村理事長から、「富士山頂八合目以上の帰属の 件」「富士山頂ケーブル架設の件」について報告があり、「反対意見」を各 方面に提出することを全員一致で可決した。

また東京都下の奥多摩電源開発計画に反対する住民3名の代表から「多摩川一帯の風致保護」について保護協会の協力を求められた。さらに田中技官から「熊野川,琵琶湖,尾瀬ヶ原の資源局計画の実状に就いて,専門家から細々と解説され」,参加者一同「所詮資源開発と自然保護とは両立し難く,本協会の使命の一層重大なることを痛感せしめた。」(13)

こうして、日本自然保護協会は、1951年からはじまる戦後後期の経済復 興過程で、否応なしに国立公園内の目白押しの産業開発計画に当面し、本 格的な自然保護運動を展開していくことになる。

#### 注

- (1) 前掲『協会事業概況報告書』(第一輯),5-8頁所収。この資料は,規約を紹介した後に,「昭和二十六年十月十七日の会合において役員選出を協議し」理事等の役員を「夫々選任し理事長には全員一致の要望によって田村剛を推し同氏の承諾をえた」と記している。9頁。あるいは,この規約は,前掲『自然保護のあゆみ』にも491-489頁に収録されている。
  - ただし、その後、理事は、7名から10名以内と改正されている。
- (2) 尾瀬保存期成同盟の綱領は、前掲『自然保護のあゆみ』、59頁。
- (3) 前掲『自然保護のあゆみ』、482頁。
- (4) 前掲『協会事業概況報告書』(第一輯), 9頁。

- (5) 同上、11頁に列記されている1954年頃の役員を参照。
- (6) 同上, 8-9頁。
- (7) このメンバーは、10月17日に田村より発起人18名から推薦選出された評議員のほか、発起人に参加していなかった、新たに井上万寿蔵、小野が加わった。『国立公園』No.25、1951年12月、23頁。
- (8) 前掲『協会事業概況報告書』(第一輯), 10-11頁。
- (9) 理事会の議事については、同上、18-20頁。
- (10) 評議員会の議事については、同上、25-7頁。
- (11) 同上, 27-8頁。
- (12) 『国立公園』No.27, 1952年2月, 31頁。
- (13) 同上, 31頁。

#### ③ 日本自然保護協会の活動概況

1951年から1957年までの日本自然保護協会が取り組んだ活動は、第1に、おもに国立公園内、さらに国定公園内、若干そのほかの貴重な自然破壊をともなう産業開発計画を調査し、自然破壊をともなう計画については反対を表明し、陳情書、意見書を公表し、関係当局に陳情して計画の中止を訴えることであった。第2に、日本自然保護協会は、自然保護運動において重要な思想、理論の深化に取り組み、かつ新しい運動課題に取り組んでいった。

まず第1の活動からみていこう。戦後後期に日本自然保護協会がおこなったおもに国立公園内の開発に反対する陳情書・意見書の類は、表3のとおりである。

戦後後期において日本自然保護協会が発したおもに国立公園内の産業開発に反対する陳情書・意見書を分類すれば、鉱山開発に関するもの7件、電源開発に関するもの15件、観光開発に関するもの2件、その他が6件である。

印象的なのは,圧倒的に電源開発に関する陳情書・意見書が多く,逆に 観光開発に関する陳情書・意見書は,高成長期に増加するのであり,まだ この期には微小であった。

#### 表3 日本自然保護協会の主に国立公園内の開発に反対する陳情書(1951-57年)

#### 鉱山開発

1951年7月23日	「雌阿軍兵磁帯採掘に関する随情車」	,日本自然保護協会発起人有志18名連名
1901年 / 月20日		,日平日公休吃嫐云光贮八年心10有黑有

1952年1月25日 「阿寒問題声明」、理事長、理事6名連名

1953年11月4日 「八幡平自然公園候補地内後生掛,玉川両温泉地域に於ける硫黄採掘に関す

る陳情書」, 理事長, 理事連名

1954年5月11日 「玉川温泉に於ける硫黄採掘に関する陳情書」, 理事長, 理事連名, 評議員連

名

1954年12月20日 「四万温泉の鉱区禁止地域に関する陳情書」, 理事長, 理事連名, 評議員連名

1957年9月10日 「大雪山噴火口鉱区設定に関する反対陳情書」, 理事長田村剛名

1957年9月10日 「阿寒国立公園雌阿寒岳硫黄採掘に関する反対陳情書」, 理事長田村剛

#### 電源開発

1951年11月21日

「富十山麓本栖湖発電工事に関する陳情書」、理事長、理事連名

1952年4月14日 「秩父奥多摩国立公園奥多摩渓谷地帯における発電計画に関する陳情書」,

協会名, 理事長, 理事連名

1954年5月11日 「豊平峡保勝に関する陳情書」、理事長、理事連名、評議員連名

1954年6月 「富士山麓本栖湖発電工事に対す反対陳情書」、無署名

1954年12月20日 「豊平峡保勝に関する再度の陳情書」, 理事長, 理事連名, 評議員連名

1954年12月20日 「那智滝水源林保護に関する陳情書」, 理事長, 理事連名, 評議員連名

1954年12月20日 「上高地発電計画に関する陳情書」、理事長、理事連名、評議員連名

1955年7月9日 「黒部川第四発電計画に関する反対陳情書」、特別委員会名

1955年7月9日 「尾瀬ヶ原の電源開発計画に関する反対陳情書」、特別委員会名

1956年 4 月20日 「黒部川第四発電計画に関する反対の再陳情書」,理事長,理事連名,評議 員連名

1956年5月31日 「黒部峡谷の保勝に関する最後の陳情」、黒部対策特別委員連名

1956年11月28日 「上高地ダム建設反対陳情書」、上高地保存期成連盟代表佐藤尚武(参加団

体名省略)

1957年4月23日 「大白川発電計画に関する陳情」, 理事長, 理事連名, 評議員連名

1960年5月20日 「北山峡の保護に関する陳情」

#### 観光開発

1953年11月4日 「富士登山鉄道敷設に関する反対陳情書」,理事長,理事連名

1957年9月10日 「乗鞍岳山頂車道建設反対に関する陳情」, 理事長名

#### その他

1954年5月11日 「平尾台に於ける石灰採掘に対する反対陳情書」, 理事長, 理事連名, 評議

負連名

1957年4月23日 「鹿子前製塩工場建設に関する反対陳情書」、理事長、理事連名、評議員連名

1957年9月10日 「笛吹川上流原生林伐採反対に関する陳情書」、理事長名

1957年9月20日 「三段峡 (広島県山県郡) の電源開発に関する反対陳情書」, 理事長, 理事連名

1957年9月20日 「福岡県平尾台保護保存に関する陳情書」, 理事長, 理事連名

注 『日本自然保護協会資料 第5号』の『日本自然保護に関する協会陳情・意見書』, 1973年, による。

ともあれ、日本自然保護協会は、設立早々、おもに国立公園内の産業開発に反対し、自然保護に熱心に取り組んだ。日本自然保護協の活動は、まだ自然保護運動が不十分な時期に唯一の組織的な自然保護運動として大きな意義をもったのであった。

日本自然保護協会がおこなった活動のうち、協会が重点的に力を入れたものは、やはり有力な国立公園内の産業開発計画にする反対運動であった。それは、保護協会結成の直接的きっかけとなった阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画に加え、国際自然保護連合の総会で報告されているように四つの水力発電計画、すなわち一時中断されたが依然くすぶっていた日光国立公園内の尾瀬ヶ原電源開発、戦前から問題にされてきた吉野熊野国立公園内の北山川の電源開発計画、中部山岳国立公園内で復活した黒部第四発電所建設計画の四つの水力発電計画であり、さらに新たに提起された大雪山国立公園内層雲峡の水力発電計画、戦前から計画されては中止されていた上高地ダム化の電源開発計画などであった(1)。

日本自然保護協会が具体的おこなった個々の主要な開発計画にたいする 反対運動については、次節で詳論するので、ここでは主要な結末だけを簡 単に指摘しておくにとどめる。

日本自然保護協会は、重要な国立公園内の自然保護については、相当に 力を入れて開発反対運動を展開した。しかし重要度の小さな開発計画につ いては、必ずしも十分な反対運動を展開できなかった。

こうした結果は、日本自然保護協会が、あるいは保護協会指導者たちが、 単に自然保護を一般的に主張して運動するのではなく、それなりの戦略を 立てて、どうしても護るべき個所を定めて、ことに及んだと思われる。も っともそれらが成功したとは限らなかったのであるが。

日本自然保護協会は、設立早々に取り組んだ雌阿寒岳硫黄鉱山開発の問題では、国立公園審議会とともに反対したにもかかわらず、厚生大臣が開発計画を条件付で簡単に認めてしまったので、完全に敗北した。

つぎに日本自然保護協会が重視した黒部第四発電所建設、吉野熊野国立

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充(2)-1951年~1957年-221

公園内の北山川電源開発計画,大雪山国立公園内の層雲峡の水力発電計画であったが,いずれも大幅な妥協を迫られて開発を容認せざるをえなかった。戦後後期の初めに,富士山麓の本栖湖の水を利用する発電計画も,大きな問題ではなかったが,条件付で承認された。

尾瀬ヶ原や上高地の電源開発計画、さらに支笏洞爺国立公園内の豊平水力発電所などは幸いかな断乎とした反対運動のおかげで開発計画を完全に中止させ自然保護を全うした。

こうして日本自然保護協会の産業開発計画反対運動は、戦後の経済復興、 産業開発の大きな波のうねりに揉まれながら容易ならざる困難な運動であ ることが明らかになっていく。

日本自然保護協会は、開発反対運動の反省を踏まえて保護すべき自然の分野の認識を拡大し、原生的自然、自然景観の保護から、鳥獣保護、森林保護へと保護運動の範囲を拡大し、生態学的自然保護の概念を拡大していった。また日本自然保護協会の運動をつうじて協会は、自然保護教育の必要を提起し、一定の取り組みをおこなった。また国立公園の管理行政の改善につても提言をおこなった<sup>(2)</sup>。

以下の節では、日本自然保護協会が取り組んだ産業開発計画にたいする 反対運動を可能な限り詳細に検討して、国立公園制度、国立公園行政が果 たしている自然保護の積極的役割、あるいは逆に自然保護のために十分な 役割を果たしえなかった問題点などを分析してみたい。

#### 注

- (1)「日本における自然保護と水力開発」,前掲『協会事業概況報告書』(第一輯),65-71頁。
- (2) 前掲『自然保護のあゆみ』, 第2章参照。